

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

## （要望項目）

【1】「指導の指針」と「人権教育推進プラン」の具現化

2. 人権侵害であるヘイトスピーチに対して、在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。

(1)「ヘイトスピーチ研修資料」の活用状況を教えてください。

## （回答）

- 研修資料につきましては、大阪府教育センターで実施する「初任者研修」や「10年経験者研修」、「府立学校長研修」、「府立学校教頭研修」、「小・中学校長人権教育研修」、「小・中学校教頭人権教育研修」、「府立学校首席研修」、「小・中学校新任首席研修」、「府立学校リーダー養成研修」、「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」、「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」、「小・中学校リーダーシップ養成研修1・2」において、「ヘイトスピーチの問題を考えるために 研修用参考資料」を配付し、ヘイトスピーチについて説明を行っています。
- 特に、「小・中学校人権教育研修」では、市町村教育委員会担当指導主事も参加し、本研修用参考資料について周知しています。
- また、府立高校における「ヘイトスピーチ研修資料」の令和6年度の活用状況は、校内職員研修及び初任者研修での活用が2校、校内委員会や学年会での活用が20校、職員会議での活用が11校となっております。
- 今後も、様々な機会を通して周知・指導に努めてまいります。

## （回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

教育振興室 高等学校課

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

## （要望項目）

【1】「指導の指針」と「人権教育推進プラン」の具現化

2. 人権侵害であるヘイトスピーチに対して、在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。

（2）在日外国人が日本人より優遇されていないことを当該資料に明記し、改訂版を出してください。

## （回答）

- 府教育庁では、教職員がヘイトスピーチについての理解を深めるとともに、外国にルーツのある子どもたちの人権を守り、全ての子どもたちにとって安全で安心な学校生活づくりをめざして「ヘイトスピーチの問題を考えるために 研修用参考資料」を作成しています。
- 本資料では、「ヘイトスピーチ解消法」におけるヘイトスピーチの定義や、ヘイトスピーチに関する裁判事例等を示したうえで、ヘイトスピーチをなくすために学校に求められている、児童・生徒の多様な文化や価値観を尊重し、違いを認めあい、共に生活する多文化共生教育の必要性と併せてヘイトスピーチ問題を考える内容としています。
- 今後も、様々な機会を通して周知・指導に努めてまいります。

## （回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

## （要望項目）

【1】「指導の指針」と「人権教育推進プラン」の具現化

2. 人権侵害であるヘイトスピーチに対して、在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。

（3）同研修資料などを活用して、差別を見抜く感性を育てるような教職員人権教育研修を積極的に実施するよう、各市町村教育委員会および府立高校に指導してください。

## （回答）

- 府教育庁では、在日外国人に対するヘイトスピーチをはじめとする差別解消の推進を図るため、教職員研修の充実に努めてまいりました。
- 2015（平成27）年に作成し、2024（令和6）年に再改訂した「ヘイトスピーチの問題を考えるために 研修用参考資料」につきましては、要望項目【1】2の（1）でお示した大阪府教育センターで実施する研修において、各学校での研修で活用するように説明しています。また、市町村の人権教育研修の担当者に配付し、市町村での研修の活用について働きかけてきたところです。
- 2006（平成18）年3月に作成しました「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために 本名指導の手引き」について、2013（平成25）年4月に一部修正を行ったところですが、2024（令和6）年2月、府教育庁において「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を策定したことをふまえ、「互いに違いを認めあひ、ともに学ぶ学校を築いていくために本名指導について」として、2024（令和6）年3月に改訂を行っています。
- さらに、大阪府教育センターでは、研修用資料「人権教育リーフレット 韓国・朝鮮につながる子どもの人権（1）」（平成28年）「（同）（2）」（平成29年）を府立学校及び各市町村教育委員会に配付するとともに、初任者研修や人権教育研修等において配付・活用しております。
- 今後とも、すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修を進めるよう、府立学校及び各市町村教育委員会に働きかけてまいります。

## （回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課  
市町村教育室 小中学校課

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

## （要望項目）

【1】「指導の指針」と「人権教育推進プラン」の具現化

4. 大阪府在日外国人教育研究協議会（府外教）などと連携して、市町村の民族教育と多民族・多文化共生教育の取り組みを充実させてください。

（1）民族学級と多文化教育学級がある市町村に、単位市外教を設立し、府外教に加盟するよう市町村教育委員会を指導してください。

## （回答）

- 大阪府在日外国人教育研究協議会（府外教）は、府の在日外国人教育・国際理解教育の充実にとって大きな役割を果たしていると認識しております。今後とも研究組織の独自性や専門性を尊重し、連携を一層深め、在日外国人教育の推進に努めてまいります。
- 府教育庁として、引き続き、市町村ヒアリングにおいて各市町村の状況を把握するとともに、人権教育主管課長会等を通じ、府外教における特色ある取り組みの情報提供を行うなど、地域の取り組みや研修が進むよう指導してまいります。
- また、各単位外教の未設置市町村や、府外教未加盟市町村に対して、設置や加盟を働きかけてまいります。

## （回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

## 【2】教育公務員

1. 外国籍教員の採用時の資格を「教諭（指導専任）」から本来の「教諭」に戻し、憲法第十四条の「法の下に平等、差別禁止」に則って、管理職任用試験の受験資格を認めてください。

（回答）

- 在日韓国人の方々など日本国籍を有さない方の教員採用については、1991年（平成3年）3月の文部省通知により、校長の行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成に携わることを職務としている「教諭」ではなく、「任用期限を付さない講師」として任用することとされており、府教育委員会では「教諭（指導専任）」として任用しているところです。
- 公務員に関する「当然の法理」により、日本国籍を有しない教員を管理職に任用することは困難であるのが現状です。
- 府教育庁としましては、大阪府の外国籍教員の任用状況、学校現場での状況や外国籍教員の活躍等について、機会があるごとに文部科学省に伝えるとともに、このような取扱いが早期に改められるよう、要望しているところであり、今後とも、国や他府県の動向も十分見極めながら対処してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

【3】高等学校

5. 国際理解教育を推進するため、府立高校に「韓国語」講座を開設し、担当する専任教員を増員してください。また、韓日国際交流の実態を把握し財政支援をしてください。

（回答）

- 府教育庁といたしましては、各学校において、地域の特色や生徒の実態等に応じて、特色ある教育課程の編成に努めるよう指導しているところです。
- 令和7年度に府立高校で、韓国・朝鮮語を開設している学校は46校で、履修人数は2,513名です。
- また、令和6年度は、17校の府立高等学校が、韓国の学校の教育旅行を受け入れ、交流を行いました。
- 加えて、令和7年度からは「姉妹校交流支援事業」を実施しており、海外の姉妹校を訪問し、異なる文化や生活習慣を持つ同年代の若者との交流活動を行う生徒に対しては、一人当たり10万円の支援を行っております。
- 今後とも韓国・朝鮮語教育及び韓国・朝鮮文化を理解する教育等の推進を図ってまいります。
- なお、外国語指導教員の採用・配置につきましては、今後の需要動向を踏まえて判断してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課  
教職員室 教職員人事課

## 回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

## 【4】民族学級

1. 歴史的な経緯および1991年韓日外相覚書を踏まえて、民族学級は、韓国籍と韓国にルーツのある児童生徒のための民族教育の場としてください。また、教科指導と同等に重視するとともに、十分な学級運営ができるように、指導してください。さらに、すべての児童生徒には、国際理解教育、多文化共生教育を進めてください。

（回答）

- 府教育庁は、2024（令和6）年2月に「在日外国人に関わる教育における指導の指針」を作成し、本指針にもとづいて在日外国人教育を進めているところです。
- 本指針において、「すべての幼児・児童・生徒が、発達段階に応じて、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等についてともに学ぶことができるよう、教育課程の編成・実施、課外の自主活動（民族学級、国際クラブ等）及び関係諸機関との連携等を通じて、その環境づくりに努めることが重要である。」と示しており、在日外国人幼児・児童・生徒につながる国・地域の歴史、文化、言語等についてともに学ぶことができる取組みを進めていくことが重要であると認識しております。
- 関係法令及び本指針の趣旨をふまえ、すべての児童生徒が、国際理解や多文化共生の意識を育むことができるよう、互いの違いを認め合い、ともに生きる教育を系統的に実施すること及び韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めること、また、課外の自主活動等を含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人児童生徒が、自らの誇りと自覚を高めることができる環境の醸成に努めることについて、市町村教育委員会や学校に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

【4】民族学級

3. 府内民族学級設置市（政令指定都市含む）と連携して、これまで培ってきた民族学級の取り組みを継承してください。

（回答）

○ 民族学級の取組みを継承し、国際理解・多文化共生教育のさらなる推進のため、民族講師を対象とした研修を引き続き実施するとともに、その内容については、今後とも、関係市と協議を重ねてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

回 答

団体名（ 在日本大韓民国民団大阪府本部 ）

（要望項目）

【4】民族学級

5. 民族教育をはじめとする多文化共生教育のための将来構想を研究する場を作ってください。

（回答）

○ 府教育庁では、これまでから外国にルーツのある子どもたちに関わる施策等については、必要に応じ協議をしながら進めてきたところです。今後も施策を進めていくに際しては、これまでと同様に協議をしながら進めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課